

## ◆◆◆変更届書について◆◆◆

毒物劇物販売業者及び毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第 22 条に規定する業務上取扱者は法の規定により、営業所の名称等を変更したときは、変更後 30 日以内に明石市長に届け出すことになっています。

法に基づく変更届書に必要な添付書類等は次のとおりですので、変更届書を提出する際の手引きとしてご活用ください。

### 1 変更届書

別添 1 を参照してください。

### 2 変更届書に添付すべき書類等の一覧

別添 2 を参照してください。

### 3 提出先等について

#### (1) 提出部数

1 部

#### (2) 提出先

あかし保健所保健総務課（明石市大久保町ゆりのき通 1 丁目 4 - 7）

電話番号：078-918-5414

受付時間：8 時 55 分から 12 時、13 時から 17 時 40 分

### 4 その他

(1) 担当者が不在のこともありますので、来所されるときはできるだけ事前に電話等で連絡していただきますようお願いします。

(2) 控え用に当所へ提出した変更届書の写をなるべく作成し、原本提出時に写に当所の受付印を担当者からもらうようにしてください。

## 使用する変更届書について

### 1 毒物劇物販売業者の場合

- (1) 毒物劇物取扱責任者を変更した場合  
毒物劇物取扱責任者変更届（別記第 9 号様式（第 5 条関係））
- (2) 毒物劇物取扱責任者以外を変更した場合  
変更届（別記第 11 号様式の(1)（第 11 条関係））

### 2 業務上取扱者の場合

- (1) 毒物劇物取扱責任者を変更した場合  
毒物劇物取扱責任者変更届（別記第 9 号様式（第 5 条関係））
- (2) 毒物劇物取扱責任者以外を変更した場合  
変更届（別記第 19 号様式の(1)（第 18 条関係））

## 【毒物劇物販売業者が変更後 30 日以内に届出しなければならない事項及び添付書類】

変更事項		必要な添付書類
毒物劇物取扱責任者		使用関係を証する書類 取扱責任者の診断書（原本又は事業者が原本証明した写し <sup>*</sup> の提出）（発行後 3 か月以内） 取扱責任者の資格を証する書類（原本の提示又は事業者が原本証明した写し <sup>*</sup> の提出） 法第 8 条第 2 項に該当しない旨の宣誓書
開設者氏名	個人	戸籍謄本（抄本）又は戸籍記載事項証明書（原本又は事業者が原本証明した写し <sup>*</sup> の提出）
	法人	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本又は事業者が原本証明した写し <sup>*</sup> の提出）
開設者住所	個人	—
	法人	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（原本又は事業者が原本証明した写し <sup>*</sup> の提出）
設備の重要な部分		平面図（店舗及びフロア一全体） 保管設備の概要図（寸法、材質、法定表示、施錠の位置を明示）
営業所の名称		—

## 【業務上取扱業者が変更後 30 日以内に届出しなければならない事項及び添付書類】

変更事項		必要な添付書類
毒物劇物取扱責任者		使用関係を証する書類 取扱責任者の診断書（原本又は事業者が原本証明した写し <sup>*</sup> の提出）（発行後 3 か月以内） 取扱責任者の資格を証する書類（原本の提示又は事業者が原本証明した写し <sup>*</sup> の提出） 法第 8 条第 2 項に該当しない旨の宣誓書
事業者の氏名又は住所		—
事業場の所在地		付近の見取図 建物配置図 事業場の平面図 保管設備の概要図（寸法、材質、法定表示、施錠の位置を明示）
設備の重要な部分		平面図（店舗及びフロア一全体） 保管設備の概要図（寸法、材質、法定表示、施錠の位置を明示）
取り扱う毒物又は劇物の品目		—

変更事項	必要な添付書類
毒物劇物取扱責任者	使用関係を証する書類 取扱責任者の診断書（原本又は事業者が原本証明した写し <sup>※</sup> の提出）（発行後3か月以内） 取扱責任者の資格を証する書類（原本の提示又は事業者が原本証明した写し <sup>※</sup> の提出） 法第8条第2項に該当しない旨の宣誓書
事業場の名称	—

※ 事業者が原本証明した写し

事業者が以下のア～ウの事項を記載し、原本証明を行った写しの提出を求めること。

また、一度の申請等で複数の証書等が原本証明の対象となる場合は、様式1のように一覧化した原本証明書を作成し、提出することも可能。

ア 当該写しが原本と相違ない旨

イ 原本証明を行った年月日

ウ 証明者の氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）